住宅

入居募集

幌内町有住宅　末広二区団地　幌内団地　緑町団地　宮下団地　沢木団地

日の出仲町町有住宅　サンライズビレッヂ　潮見団地　新町団地　旭日団地

入居資格

《共通事項》

・雄武町内に住所を有する方または有することになる方。

・町税などに滞納がないこと。

◉町営住宅（団地）

・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。

※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。

※裁量世帯とは、高齢者世帯（60歳以上）、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者（障がいの程度による）がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯（小学生以下の児童がいる場合も可）などです。

◉サンライズビレッヂ

・満35歳未満の独身勤労者であること

◉勤労者住宅・町有住宅

・勤労者住宅および町有住宅は入居の要件が異なりますので、問い合わせ願います。

◉町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	末広二区	3LDK	昭和 58 年	1	13,000 円～ 29,900 円	不可
継続	沢木	2LDK	平成 23 年	1	17,500 円～ 40,300 円	可
	旭日	3LDK	平成 6～11 年	6	22,600 円～ 53,000 円	不可
	宮下	3LDK	昭和 59 年	1	13,300 円～ 30,600 円	不可
	新町	2LDK	平成元年	1	11,600 円～ 26,700 円	可
	緑町	2LDK	平成 20 年	1	16,100 円～ 37,000 円	不可
	緑町	3LDK	平成 22 年	1	19,300 円～ 44,500 円	不可
	潮見	3LDK	昭和 61 年	2	16,000 円～ 36,900 円	不可
	幌内	3LDK	昭和 59 年	1	12,400 円～ 28,500 円	可

◉サンライズビレッヂ

	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	1LDK	平成 5 年	1	30,000 円	専用
継続	1LDK	平成 6 年	1	30,000 円	専用

◉日の出仲町町有住宅

	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
継続	3LDK	昭和 60 年	1	40,000 円	不可

◉幌内町有住宅

	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
継続	3LDK	昭和 54 年	1	20,200 円	可

申込方法

・役場備え付けの申込用紙に入居する方の住民票を添えて提出してください。

・令和6年1月1日に他市町村において住民登録されていた方は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書もあわせて提出してください。

・町営住宅に申し込みの際は、マイナンバーの分かるものを持参してください。

選考方法

・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い方から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。

※最新の住宅情報は、ホームページで公開しています。申込用紙もダウンロードできます。

https://www.town.oumu.hokkaido.jp/

※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。

応募締切

新規　5月15日(木)

継続　随時受付

※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。

問財務政策課管財係

社会福祉

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金の請求受付が開始されます。

特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

(1)令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2)戦没者の子

(3)戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が変わります。

(4)上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き、1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間

令和10年3月31日まで

問地域福祉課社会福祉係

民生委員児童委員活動強化週間

5月12日(月)から18日(日)までは、「民生委員児童委員活動強化週間」です。

町内すべての地区に担当委員がいますので、在宅生活に関すること、暮らしのこと、家族関係のこと、育児・教育のことなど、何か心配ごとがありましたらご相談ください。

また、民生委員児童委員の中には、子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。

民生委員児童委員には、守秘義務があり、相談内容や身の上などの個人の秘密が他に漏れることはありません。

問地域福祉課社会福祉係

赤十字社員増強運動期間

毎年、5月1日から31日までは、「赤十字社員増強運動期間」です。

赤十字事業の趣旨を理解していただいた方で、毎年一定額（500円以上）の社費（会費）を納入していただける方（赤十字社員）を募集しています。

集まった資金は、災害救護活動や国際活動など多岐にわたる事業に活用されます。

問地域福祉課社会福祉係

白寿（99歳）おめでとうございます

白寿（99歳）を迎えられた大越貞子さんに、祝状と祝金の贈呈が行われました。

ご長寿おめでとうございます。

↑大越貞子さん（左）、髙橋町長（右）

問地域福祉課社会福祉係

特設人権心配ごと相談所開設

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を「人権擁護委員の日」と定め、地域住民の皆さまに人権への理解を深めてもらうための啓発活動を行っています。

雄武町人権擁護委員協議会では、特設人権心配ごと相談所を開設します。人権問題でお悩みの方は、ご相談ください。相談は無料、秘密は厳守されます。

開設日　令和7年6月2日(月)

時間　13時～15時

場所　役場庁舎別館　中会議室

問地域福祉課社会福祉係